日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技
関東地区代表選考会に伴う推薦立候補に係る規約

第１条 目的

この基準は日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技大会(以下インカレスプリント)関東地区代表選考会(以下スプリントセレ)で、インカレスプリントでの選手権クラス出場権を得ることができなかった関東学連加盟員各位の救済措置としての推薦立候補について、その詳細を定めたものである。

第２条 推薦通過の対象

推薦通過の趣旨目的は、次年度インカレスプリントの選手権クラスにおける学連枠を確保することが見込まれる関東学連加盟員に、選手権クラス出場の機会を確保すること、及び、当該年度インカレスプリントにおいて卓越した成績を収めることが見込まれる関東学連加盟員が、やむを得ない事由によってセレクションを通過できなかった場合に、選手権クラスへの出場の可能性を残すことである。

第３条 推薦立候補について

１　推薦立候補者は、セレクションの直後に周知される立候補書類に必要事項を記入し、指定された期限内に、指定提出先に提出しなければならない。

２　推薦立候補の受け付けは、セレクションの日から５日以内の、関東学連幹事長が定める日時とする。

３　関東学連幹事長は、立候補書類を受理したらただちに、各連盟員を通して関東学連加盟員各位に対して、当該立候補書類を周知しなければならない。

第４条 推薦通過者の枠数について

１　推薦通過者数は、【日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門・競技者数及びその配分に関する規則】の第３・４条によって、男女選手権において当学連に与えられた地区学連枠の人数の１/１０とし、小数点以下は切り上げとする。

第５条 推薦立候補への判断の形態

１　推薦通過の可否は、関東学連総会の議決による。この総会は、第３条に定める立候補書類の周知後、相当期間後に開催されることが望ましい。

２　推薦立候補者は、有効投票のうち過半数を獲得すれば、第７条に示す各投票事項の承認が認められる。

３　男子の推薦立候補者の通過の可否を決める投票権は、男子の配属する加盟大学の連盟員のみが有するとする。同様に、女子の推薦立候補者の通過の可否を決める投票権は、女子の所属する加盟大学の連盟員のみが有するとする。

４　推薦立候補者は、推薦の決定過程に不服がある場合または第８条４の３の場合、自身の通過の妥当性を有権大学の連盟 員に訴えることができる。関東学連総会を開催する幹事会は、立候補者の請求があれば、連盟員に対する事情 説明のための時間を設けなければならない。立候補者の請求は、インカレエントリー期日の２週間前までに行うことが望ましい。

５　第４条に定められた枠数を超えて通過者を認めることはできない。当該枠数を超えて推薦通過が認められる者が生じた場合は、改めてどの推薦立候補者が通過にふさわしいかの決選投票を行うものとする。

６　投票の結果、賛否同数だった場合は、関東学連幹事長がこれを判断する。

７　推薦立候補への関東学連総会の判断の結果、第３条に定める推薦枠を満たさなかった場合、若しくは立候補者がなかった場合、セレクションで選考されなかったもののうち順位順に繰り上がるものとする。繰り上がり順位が同一の者が複数いる場合、関東学連総会もしくは臨時総会の場で抽選によって決める。

第６条 委任状による投票

推薦立候補者の通過の可否を決める総会に出席できない加盟校連盟員は、第５条３項に定める基準を満たす限り、理由を添えれば、委任状による意思表示を可能とする。ただし、委任状に添えられた理由が、第４条３項に定める、総会当日の推薦立候補者による答弁によって覆された場合は、その委任状による意思表示は無効票として扱う。

第７条 通過の可否の判断過程について

１　推薦立候補者及びおよび各有権大学は、以下第七条に定める判断過程に則って、推薦立候補および投票行動を行うものとする。

２　推薦立候補者の通過の可否の判断基準は、推薦立候補者がセレクションに欠席した理由(以下、「未出走の理由」)、セレクションに出走したが不通過だった理由(「不通過の理由」)、そして推薦立候補者のオリエンテーリングの競技的実績の３点に ついて、それぞれ定める。

３　推薦の具体的な過程を以下に示す。

1. 立候補者が、推薦立候補書を記入・提出する。
2. 加盟校は、未出走及び不通過の理由が認められるかどうか投票する。認められない場合は不通過とする。
3. 2.の過程を通過した者のうち、第８条４に定める過程によって通過の可否を決定する。

４　幹事長及び幹事会は、推薦立候補書類の掲示とともに、推薦過程の詳細な日程を提示しなければならない。また、推薦の目的を省みて特別に考慮すべき事情が発生しない限り、提示した日程を遵守することが望ましい。

第８条 通過基準

１　選手権クラスへの推薦立候補者は、同条３項に定める判断基準と同条４項に定める判断基準の双方を満たすことが望まれる。

2　推薦立候補者が基準を満たす場合には、有権大学が反対票を投じるには、正当な理由を付さねばならない。ここで「正当な理由」とは、社会一般的に見て著しく公平を害さない程度であれば足りる。

3　未出走の理由及び不通過の理由の基準

3-1　未出走の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準と満たすと認定する。但し、いずれの場合もそれを証明する書類等が必要である。

・文部科学省指定の出席停止の疾患にかかった場合。

・セレクション当日に事故に遭った場合。

・3 親等内における冠婚葬祭のように社会的にセレクションより重要と思われる行事があった場合。

・国際大会に出場する場合(詳細を 3-1-1 で示す)

3-1-1　「国際大会への出場」を以下のように定義する。

・「WOC/WCup/WUOC/JWOC/AsjOC と、JOA が認めたそれに準ずる大会 に代表選手・補欠選手として、各大会本戦・公式トレキャンへ、日本代表チームとして同行する」ことを「国際大会への出場」として扱う。

代表選手・補欠選手であっても、各大会本戦・公式トレキャンへ日本代表チームとして同行しなかった者は、本規約第 8 条 3 の 1 に示す「国際大会への出場」以外の未出走の理由を示さなければならない。

3-2　不通過の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準を満たすと認定する。

・レース中に負担者を発見して、その救助に当たり、救護所等に付き添った場合。

・レース中に本人の過失なく、地元の方とのトラブルになった場合。

4　オリエンテーリングの競技的実績に関する基準

1-1　男子競技実績の基準

男子の立候補者について、競技実績の基準を以下のように定める。下記の基準を満たす者が推薦枠数を超えない場合、基準を満たす者全員を通過とする。

・前年度インカレスプリント選手権クラスに出走し、【日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技 競技者数及びその配分に関する規則】の 3 条 2 に定められる前年度実績枠の分母に計上された者。

・前年度インカレスプリント併設 MUA に出走し、各レーン上位 1 名である者。

1-2　女子競技実績の基準

女子の立候補者について、競技実績の基準を以下のように定める。下記の基準を満たす者が推薦枠数を超えない場合、基準を満たす者全員を通過とする。

・前年度インカレスプリント選手権クラスに出走し、【日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技 競技者数及びその配分に関する規則】の 4 条 2 に定められる前年度実績枠の分母に計上された者。

・前年度インカレスプリント併設 WUA に出走し、各レーン上位 1 名である者。

2　競技実績の基準の優先度

上記の基準を満たす者が推薦枠の枠数を超える場合、以下のような優先度の高い者から通過とする。

・前年度のインカレスプリント選手権の部にて前年度実績枠の分母に計上された者のうち、順位がより高い者。

・併設枠 1 位については、前年度インカレでの相当する順位を総会が判断し、インカレ順位による優先度判断に使用する。

3　推薦枠数が満たされなかった場合

競技実績基準を満たさない者が自身の枠獲得の妥当性を加盟校に主張し、総会がその妥当性を認めた場合、通過を認める。

第 9 条 修正 ほか

1　この規約の修正には、関東学連加盟校の過半数の賛成を必要とする。

２　本規約で対応できない事態が発生した場合、幹事長及び幹事会は速やかに事態への対応を行う。さらに当該年度中に、その対応を規約に反映させるか、当該年度のみに適用される特例であるかを判断し、その旨を次年度以降に引き継がれる形で明言しなければならない。

平成 27 年 10 月 3 日 制定

平成 28 年 11 月 19 日 改正

令和 5 年 6 月 23 日 改正